

令和7年第5回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月9日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| | 報告第 5号 | 宮原まちづくり株式会社の経営報告について |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について
令和7年度氷川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 6 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について
令和7年度氷川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 7 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について
令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第35号 | 氷川町児童館整備基金条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第36号 | 氷川町宮原地区振興基金条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第11 | 議案第38号 | 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第39号 | 令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第40号 | 令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第41号 | 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第42号 | 事業契約の締結について |

2. 出席議員は次のとおりである（11名）。

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 飯田健二 | 2番 | 西尾正剛 |
| 3番 | 木下厚 | 4番 | 吉川義雄 |
| 5番 | 長尾憲二郎 | 6番 | 松田達之 |
| 7番 | 清田一敏 | 9番 | 上田健一 |
| 10番 | 片山裕治 | 11番 | 上田俊孝 |
| 12番 | 米村洋 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）。

- | | |
|----|------|
| 8番 | 三浦賢治 |
|----|------|

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 畑 野 光 昭 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平	逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	坂 本	哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 平	健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福 祉 課 長	尾 崎	徹 弘
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨	俊 孝
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上	孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住	豪 二
生涯学習課長	谷 岡 賢 一	代表監査委員	島 田	博 行

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和7年第5回氷川町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、松田達之君、7番、清田一敏君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

- 議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月10日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月10日までの4日間とするに決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

- 議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。
8番、三浦議員から本日の会議に対して体調不良のため、出席できない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。
例月現金出納検査、備品監査及び補助金等交付団体監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。
次に、八代広域行政事務組合令和7年7月臨時議会が開会され、会議録が提出されていますので報告します。
次に、八代生活環境事務組合令和7年第1回定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。
なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局にお返しをありますので、ご自由に閲覧願います。
次に、令和7年4月22日熊本県町村議会議長会令和7年度町村議会正副委員長研修会がオンラインで開催され、長尾憲二郎総務文教常任委員長、西尾正剛産業建設厚生常任委員長、片山裕治議会運営副委員長が出席しましたので報告します。
次に、令和7年8月5日から6日まで、議会広報調査特別委員会委員4名が広島県海田町議会へ先進地研修を行いましたので報告します。
次に、令和7年8月20日、熊本県町村議会議長会令和7年度町村会正副議長研修会が開催され、上田俊孝副議長が出席しましたので報告します。
次に、令和7年8月28日から29日まで東京渋谷公会堂において、議会広報調査特別委員会委員4名が議会広報における自主研修を行いましたので報告します。
これで、諸般の報告を終わります。

- 日程第 4 報告第 5 号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
日程第 5 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について
令和 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 6 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について
令和 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 7 承認第 5 号 専決処分の報告及び承認について
令和 7 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 8 議案第 35 号 氷川町児童館整備基金条例の制定について
日程第 9 議案第 36 号 氷川町宮原地区振興基金条例の制定について
日程第 10 議案第 37 号 令和 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 6 号）について
日程第 11 議案第 38 号 令和 7 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 12 議案第 39 号 令和 7 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 13 議案第 40 号 令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 14 議案第 41 号 令和 7 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
日程第 15 議案第 42 号 事業契約の締結について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、報告第 5 号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから、日程第 15、議案第 42 号、事業契約の提言についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気のひとつ「白露」を過ぎましたものの、厳しい暑さが続いております。

議員各位には日々ご健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 7 年第 5 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には公私ともにお忙しい中、お繰り合わせご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の推進にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、お陰をもちまして各種事務・事業も概ね順調に進捗をしており、心より感謝を申し上げます。

さて、先月 11 日未明の集中豪雨によりまして、町内甚大な被害が発生をいたしました。被災をされました全ての皆様方にお見舞いを申し上げます。

発災後の町の対応につきまして、ご報告をいたします。

8 月 11 日 2 時 15 分、避難指示を発令と同時に避難所を開設、最大 107 名の避難者がございました。

8 月 11 日午後から地区担当職員によりまして、被害の概要調査並びに 8 月 18 日から被害家屋の一時調査を開始し、8 月 25 日に調査を完了しております。

住家の被害、床上浸水 98 件、床下浸水 201 件、土砂災害等を含めまして大小含めて 95 件、道路土砂の撤去か所が 77 か所、人的被害が 1 名ございました。

た。圧迫骨折ということで、大変心配をしているところであります。

農産物の冠水被害面積が約840ヘクタール、いちご、トマトの苗、それから農業用の機械設備が冠水をいたしております。

農地の被害につきましては、果樹園及び圃場への土砂の崩落、現在把握しているところで300か所以上。今、農家の皆さん方に直接被害調査を行っておりますので、それが上がってまいりますとこの数はもう少し増えるのかなあと思っております、大変心配をいたしているところであります。

商工業関係の被害が40件発生をいたしております。うち4件は、少し再開まで時間がかかると聞いておりまして、こちらも大変心配をしているところでございます。

8月11日号から氷川町建設業協力会によります応急復旧作業を開始いたしました。

8月22日に応急復旧を完了したところであります。

8月13日午後から災害ごみの受入れを開始し、一昨日までの累計で3,089台の受入れを行っております。

ほぼ片づけのめどが立ったようでございますので、9月の12日から14日までを最後の受入れとしまして、それをもって終了したいというふうに考えております。

このことにつきましては、一般社団法人熊本県産業資源循環協会南部支部の皆さま方に、13日の午後当初から応援を頂きまして本当にありがたく思っているところであります。

氷川町社会福祉協議会によります災害ボランティアセンターを8月14日に開設をし、32件の被災世帯の支援を実施し、一昨日の9月7日に完了をいたしました。

8月21日から床上浸水世帯を対象に、八代保健所と連携をしまして、健康調査を実施したところであります。

8月25日から被災住家の消毒作業を行っております。今後また要望があるようでございますので、継続して進めてまいります。

みなし仮設住宅の相談に応じております。

町営住宅並びに民間アパートを活用して、それぞれみなしという形で、仮設住宅に入っていただきたいというふうに考えておりまして、既に2世帯につきましては、町の施設を使って入居を完了いたしております。

8月18日から、国土交通省によりますテックホースの派遣を依頼し、現場に赴いていただきました。

土砂災害等に対する応急措置及び災害復旧の方法等につきまして、報告並びに教示を頂いたところであります。

この調査につきましては、今後、災害救助法適用の災害復旧の資料にも使えるとお聞きをしております、よかったなというふうに思っております。

9月1日から罹災証明書の発行を行っております。

あわせまして、各種相談窓口を設けて対応しております。

必要な支援をこれからも、しっかりと継続して行っております。

また、県内の各市町村から職員の派遣を頂いております、大変助かっております。深く感謝を申し上げます。

今後とも、1日も早い災害復旧に全力を傾注してまいりますので、更なるご理

解とご支援をよろしくお願い申し上げまして報告といたします。

さて、去る7月27日から29日に、八代市並びにJA八代とともに政府要望を行ってまいりました。

農林水産省を訪問し、地域農業の課題を訴え、農業関係予算の確保について要望したところであります。

7月29日に氷川町観光物産協会主催の納涼祭流し踊りが、華やかに開催をされました。

8月24日の地蔵まつりにつきましては、豪雨災害発生を受けて、造り物の審査のみを行い、花火及び表彰イベントは無期延期とされたところであります。

台湾に向けた吉野梨5キロ箱2,000箱が輸出をされる予定でありまして、去る9月の4日に第1便が出発をいたしました。

10月5日に予定しておりました、町民体育祭秋季大会につきましては、中止をすることを決定したところであります。

さて、令和7年度早いもので5カ月を経過いたしました。主な事業の進捗状況をご報告いたします。

商工会プレミアム付商品券、とくとか券につきましては、プレミアム率を20パーセントに上げたことで、早々に完売しておりまして、町内の消費喚起に役立っているものというふうに思います。

学校給食共同調理場改築工事が完了し、氷川中学校の給食につきましても、2学期から共同調理による配食を開始しております。

氷川町地域優良賃貸住宅整備事業につきましては、プロポーザル方式によりまして業者を選定し、仮契約を締結したところであります。

本定例会に契約締結に向けた議案を提案しております。議決後に本契約を締結いたします。

竜北地区湛水防除事業につきましては、排水機場本体の建屋工事が完了いたしました。

電気設備、ポンプ、除塵機の設置、それから遊水地の掘削工事が施行される予定でありまして、来年の流し前までは、梅雨前までには、いわゆる竣工し、稼働させる予定でございます。

不知火干拓再整備事業につきましては、用水用のパイプライン更新工事を稲刈り終了後に施行されます。

昨年度も一部施工しておりまして、今年度の事業を稲刈り後に行うということでございます。

砂川排水機場の更新事業につきましては、現在下部工事を施工中であります。

竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事が完了をいたしました。今後は、天井の改修、壁の改修、照明器具等の改修、床の改修、研磨の工事を施工する予定であります。

博報堂プロダクツの協定によります地域活性化に向けた取組につきましては、昨年度の7つの課題を精査し、5つの課題に絞り込んだ上で、タスクホースセカンドを7月にスタートさせ、取り組んでいるところであります。

自治体DXにつきましても、職員の推進リーダーを中心に事務の効率化と住民サービスの向上を目的に、国が進めるシステム標準化を見据えて進めております。

ふるさと納税につきましては、8月末現在で2億8,391万2,658円の寄

附を頂いております。

昨年の同時期に比べまして、1億1,700万円余りの増加となっております。

以上、令和7年度主要事業の進捗状況の報告とさせていただきます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告1件、承認3件、条例の制定及びその他3件、令和7年度一般会計並びに特別会計補正予算5件でございます。

報告第5号は、宮原まちづくり株式会社の経営について、この後担当課長に報告をさせます。

承認第3号並びに承認第4号は、専決処分した令和7年度一般会計補正予算（第4号）並びに（第5号）について報告し承認を求めるものであります。

承認第5号は、専決処分した令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）について報告をし、承認を求めるものであります。

議案第35号は、氷川町児童館整備計画に賛同し、寄附の意向に対応するため、氷川町児童館整備基金条例を制定するものであります。

議案第36号は、氷川町宮原地区の振興に活用してほしいとの寄附の意向に対応するため、氷川町宮原地区振興基金条例を制定するものであります。

議案第37号は令和7年度氷川町一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ7億9,016万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ96億3,854万6,000円とするものであります。

歳入の主な項目は国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び町債で、歳出の主な事業内容は、総務費、衛生費、農林水産業費、教育費、土木費、ふるさと氷川応援基金積立金、及び財政調整基金積立金であります。

議案第38号は、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ500万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ20億2,039万7,000円とするものでありまして、歳入の主なものは、国庫支出金、歳出の内容は、システム改修委託料であります。

議案第39号は、令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ991万5,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ17億1,674万円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は返還金でございます。

議案第40号は、令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ236万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ2億5,991万3,000円とするものでありまして、歳入の主なものは国庫支出金、歳出の主な内容は、システム改修委託料でございます。

議案第41号は、令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

議案第42号は、氷川町地域優良賃貸住宅整備事業について、事業契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議を頂き、円満なご決定とご承認を頂きますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、報告第5号から順次詳細説明を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 報告第5号、宮原まちづくり株式会社の経営報告

につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、令和6年度宮原まちづくり株式会社の経営状況につきまして、別紙のとおりご報告いたします。

1枚ページをめくっていただきますと、まず令和6年度事業計画書で第23期となります。

次の2から3ページに計画が記載されていますので、計画に対する実施状況をご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。

中ほどの2、具体的な活動計画、①イベント事業についてですが、中心市街地において、観光物産協会及び商工会と連携して、実施していました納涼祭や地蔵まつり・花火大会などが開催され、多くの方々の来場でにぎわいました。

主催イベントであります「わらしべ市」では、12月の2週間の期間を設けて開催し、期間中は約500名の来場がありました。

また、初日の土曜日の1回、氷川町観光物産協会等の連携により物産展を開催し、町内の物産振興を図ることができました。

2月から開催しています「ひなまつり展」につきましては、木目込み人形を中心に約1,800のひな人形を飾り、さげもんやバルーンを飾り、併せて町内保育園児の手作りひな人形も展示したところです。

また、期間中にはオカリナや二胡の演奏会を実施し、地域でひな祭り展を盛り上げていただきました。

テレビや新聞などでも取上げられたことにより、県外からの来場者も多く見られ、期間中の来場者は前年に比べ減少したものの約6,400名の方々に来場頂きました。

資料3ページになります。

2のエコショップ運営事業につきまして、EM発酵液の利用者は、環境学習の一環として、町内全小・中学校のほか、八代市内の小・中学校におきましても、毎年の利用と定着、また、町内各地区の地区づくり活動でも活用されており、東網道地区では、EM団子づくりを再開され、地区内の河川の環境保全に活用されています。

4請負管理等事業では、昨年3月の八代生活環境事務組合クリーンセンターの業務終了に伴い、請負業務終了となりました。

今期はまちづくり酒屋とまちづくり情報銀行の管理業務となりましたが、秋山幸二ギャラリーは1,514名の方々に来館頂きました。

次に、当期の収支につきましてご報告いたします。

5ページの損益計算書で説明させていただきます。

右側の数字になりますが、上の段より営業収益は662万円で、前期に比べ約1,574万円の減額となります。

一方、営業費用は売り上げ原価が、244万1,296円、販売費及び一般管理費が右側下の数字で、759万8,352円となり、これを合わせまして、1,003万9,648円、これは前期に比べますと、1,446万円の減額となります。

営業収益及び営業費用の減は昨年3月31日をもって、クリーンセンター請負業務が終了したことが主な要因であります。

1番上の営業収益から営業費用を引きました営業利益、下の方の括弧内になり

ますが、341万9,648円の損失で、これは前期と比較しますと、昨年マイナスでしたが、損失額としては約127万円の増加となります。

この営業損益の341万9,648円に営業外収益9,500円を加えた、税引き前の当期純利益は下から3行目、341万148円のマイナスとなり、税引き後の当期純利益は348万1,148円の損失となります。

収支の主なものとしたしまして、7ページをご覧ください。

第23期の収支決算書をつけております。

収入ですが、上段から喫茶と物産販売の売上げで約336万9,000円、まちづくり酒屋管理委託料で219万6,000円となっています。

支出の主なものは、物産等の仕入れが244万1,000円、社員の人件費で、福利厚生費も合計しますと504万円、下の方のイベント費につきましては、「わらしべ市」や「ひな祭り展」などを行い、52万9,505円の支出となっています。

8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。

右から3列目、利益剰余金の合計欄ですが、1段目が当期首残高で729万3,099円、その二つ下、当期純損益が348万1,148円で、差引き、1番下となりますが、利益剰余金の合計が381万1,951円となっており、純資産合計は1,381万1,951円となっています。

以上で、令和6年度宮原まちづくり株式会社の経営報告とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年7月24日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

資料の1ページをご覧ください。

専決第3号、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第4号）になります。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,114万8,000円とするものです。

歳出につきましてご説明いたします。

7ページになります。

45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費の6万4,000円は、8月9日に佐賀県で開催された九州中学校柔道競技大会へ出場された、氷川中学生徒ほか監督等の旅費などの補助金になります。

10項、小学校費、10目、教育振興費の20万円は、宮原小学校が「熊本の学び」研究指定校事業の採択を受け、実施に必要な旅費、需用費を計上するものです。

財源につきましては、全額県委託金となります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

6ページになります。

70款、県支出金の20万円は、研究指定校事業に係る県委託金になります。

90款、繰越金の6万4,000円は、大会出場補助金に充当するものです。

以上が、専決第3号の内容になります。

今回は緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものです。

これで、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号、専決処分の報告及び承認について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月28日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

資料の1ページをご覧ください。

専決第4号、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第5号）になります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,723万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,838万5,000円とするものです。

また、第2条で地方債の補正を計上しております。

なお、今回の補正予算第5号につきましては、8月の豪雨災害の復旧関連費用の計上となっております。

それでは、歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。

資料は10ページからご覧ください。

15款、民生費、20項、5目、災害救助費の8,374万1,000円は、被災住家の準半壊以上に対する応急修理補助金として7,143万円、災害ボランティアセンター運営補助金で375万円、災害援護資金貸付金で850万円のほか、関連事務費を計上しております。

11ページになります。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、20目、環境衛生費の178万8,000円は、被災家屋の消毒業務委託料と関連経費になります。

10項、清掃費、5目、塵芥処理費の9,484万6,000円は、災害廃棄物の処分業務委託料のほか、関連手数料等になります。

12ページになります。

25款、農業水産業費、5項、農業費、25目、農地費の940万円は、氷川排水機場内のポンプの故障による仮設の排水機材と重機借上料になります。

30款、5項、商工費、20目、竜北公園費の176万4,000円は、被災した公園内の法面復旧費などの修繕料になります。

25目、立神峡公園費の600万円は、被害を受けた公園内の土砂の撤去と第2駐車場の復旧に係る修繕料になります。

続いて13ページになります。

35款、土木費、25項、住宅費、5目、住宅管理費の110万4,000円は、住宅被災者の一時的な受入れ先として、有佐駅前団地の空き室を利用するための修繕費になります。

14ページから15ページになります。

50款、災害復旧費、10項、5目、公共土木施設災害復旧費の4億6,800万円は、被害を受けた町道及び河川の70か所以上にわたる復旧にかかる事業費としまして、10節、需用費から15ページの15節、原材料費までを計上しているところでございます。

続きまして、歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

資料は、7ページになります。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、衛生費国庫補助金の4,801万9,000円は、災害廃棄物処理業務などの補助金になります。

70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金の7,143万円は、被災住家の応急修繕費に係る国、県の災害救助費負担金になります。

10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金の750万円は、氷川排水機場の仮設排水機材の借上料に係る補助金になります。

8ページになります。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、財政調整基金繰入金の5億3,000万円は、歳出予算へ充当するものです。

9ページになります。

99款、5項、町債、7目、民生債850万円は、災害援護資金貸付事業の財源とするものです。

資料は、4ページになります。

第2表、地方債補正についてご説明いたします。

民生債の1,140万円の限度額を850万円増額し、1,990万円へ変更するものです。

以上が、専決第4号の内容になります。

今回は緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものです。

これで、承認第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 承認第5号、専決処分の報告及び承認について令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について同条第3項の規定により、別添のとおり報告し、承認を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第2条、資本的収入及び支出の補正につきましては、支出に2,412万2,000円を追加し、支出合計4億4,848万4,000円とするものです。

資本的支出の主なものについて、説明いたします。

4ページをご覧ください。

下段支出の1款、資本的支出、1項、建設改良費、2目、災害復旧費に2,412万2,000円を追加しています。

これは、8月豪雨災害により、沖塘地区の真空ステーションの制御盤やモーターが浸水し、故障、停止したため、復旧に要する費用として、真空ステーション設備復旧委託及び汚水移送対応に2,000万円、真空ステーション制御盤嵩上工事及びマンホール蓋取り替え工事に、2,860万円を計上するものです。

緊急を要し、議会を招集する暇がない為、今回専決処分したものです。

これで、承認第5号の説明終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第35号、氷川町児童館整備基金条例の制定についてご説明いたします。

氷川町児童館整備基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、氷川町児童館の整備に活用するための寄附金を、ペルー共和国の平岡ルイス様から受領予定であります。

この寄附金を来年度までの整備費用に充当するため、基金条例を制定するものです。

以上で、議案第35号、氷川町児童館整備基金条例の制定について説明を終わります。

続きまして、議案第36号、氷川町宮原地区振興基金条例の制定についてご説明いたします。

氷川町宮原地区振興基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、氷川町宮原地区の振興を目的とした寄附金を、宮原地区ご出身の井芹嘉久様の法定相続人様から、8月27日に寄附額1,000万円を受領しております。

今後、宮原地区の振興に必要な事業へ充当するため、基金条例を制定するものです。

以上で、議案第36号、氷川町宮原地区振興基金条例の制定について説明を終わります。

続きまして、議案第37号、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

令和7年度氷川町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

資料の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億9,016万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,854万6,000円とするものです。

また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出のほうの主なものにつきましてご説明いたします。

資料は11ページからご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費の587万5,000円は、物価高騰支援交付金を活用したLPガス使用世帯支援事業で、1世帯当たり2,000円を支援するものです。

15目、企画費、12節、委託料の1億5,000万円は、ふるさと納税事業・支援業務委託料として、今年度の寄付額を8億円と見込み、その返礼品代金等を含む委託料になります。

22節、償還金利子及び割引料の過誤納返還金148万円は、令和5年度物価高騰対応支援交付金事業の実績確定による返還金になります。

12ページになります。

50目、財政調整基金費2億2,000万円は、地方財政法第7条第1項に基づき、令和6年度の歳計剰余金に係る財政調整基金積立金になります。

85目、ふるさと氷川応援基金費3億1,291万8,000円は、今年度の寄附見込額に3億円を増額し8億円にするものと、前年度積み残し分1,291万8,000円を積み立てるものです。

13ページになります。

15項、5目、戸籍住民基本台帳費の287万1,000円は、戸籍の振り仮

名表記に対応するためのシステム改修費になります。

14ページになります。

15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障がい者福祉費の131万円は、前年度事業実績の確定に伴う県費負担金の返還金になります。

15ページになります。

20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費の2,860万円は、令和8年度より、クリーンセンター施設本体の解体工事が予定されており、資源物処理施設への搬入口が使用できなくなるため、新たに搬入口を整備するものです。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費の167万9,000円は、いぐさ・畳表の生産機械の機能強化に係る県補助金の内報によるものになります。

16ページになります。

25目、農地費の1,258万2,000円は、農道馬原1号線の道路拡幅改良の800万円と、地区要望に対応する幹線排水路等の維持修繕の関連費用になります。

17ページになります。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費の2,600万円は、地区要望等に対応する修繕料2,100万円と、町道管理として雑木伐採委託料の500万円になります。

15目、道路新設改良費の90万円は、12節、委託料の町道法道寺5号線ほか2路線に係る、分筆測量委託料の計上で、地区要望に対応するものになります。

11節、役務費から18ページ21節、補償補填及び賠償金までの計上につきましては、町道新田野津橋線ほか2路線に係る、道路改良事業費の節間予算の組換えになります。

資料は、18ページになります。

15項、河川費、5目、河川総務費の200万円は、地区要望に対応する水路の維持修繕に係るものです。

19ページになります。

40款、5項、消防費、25目、災害対策費の225万6,000円は、野津、宮原防災公園の施設修繕費と、網道防災公園予定地の維持管理委託料になります。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費の1,109万8,000円は、竜北東小学校低学年棟の雨漏り修繕に伴うもので、内壁等の改修として188万1,000円、照明機器等改修で440万円、フローリングの研磨及びウレタン塗装・清掃業務委託で481万7,000円の計上になります。

続きまして、歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

資料は、7ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金の1,138万4,000円は、戸籍の振り仮名表記に対応するための、システム改修費補助金として287万1,000円、6月議会でご承認いただきました「LPガス使用世帯支援事業」に係る地方創生臨時交付金で851万3,000円の計上になります。

70款、県支出金、10項、県補助金、5目、総務費県補助金の293万円7,000円は、物価高騰対策のLPガス使用世帯支援事業の県補助金になります。

20目、農林水産業費県補助金の167万9,000円は、いぐさ・畳表生産体制強化事業の内報に伴う補助金になります。

8ページになります。

75款、財産収入10項、財産売却収入、15目、有価証券等売却収入の1,253万円の減は、熊本県イ業経営安定基金協会の解散の方針から運営継続への修正決定したことによるものです。

80款、5項、寄付金、5目、一般寄附金の3億円は、今年度のふるさと納税寄附見込み総額を8億円に増額するものです。

9ページになります。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、財政調整基金繰入金の3,000万円は、今回の歳出予算の財源とするものです。

30目、ふるさと氷川応援基金繰入金、1億5,000万円は、ふるさと納税事業の財源とするものです。

90款、5項、5目、繰越金の2億6,411万2,000円は、前年度繰越金で今回の歳出予算の財源とするものです。

95款、諸収入、20項、5目、雑入の424万6,000円は、氷川町文化協会ほか各種団体の前年度実績による、町費補助金の返還金になります。

10ページになります。

99款、5項、町債の補正額合計3,680万円は、説明欄へ記載しております、それぞれの事業の財源とするものになります。

資料は、4ページになります。第2表 地方債補正になります。

衛生債、農林水産業債、土木債、教育債の限度額をそれぞれ変更するものです。

これで、議案第37号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第38号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,039万7,000円とするものです。

歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料495万円は、令和8年度から国民健康保険税に子ども・子育て支援分を追加して徴収されることから、保険料の算定仕様や帳票のレイアウトの変更が必要となるため国民健康保険税システムの改修費として計上するものです。

30款、保健事業費、5項、5目、特定健康診査等事業費、10節、需用費5万9,000円は、来年度の住民健診用封筒の印刷製本費です。

次に、歳入について説明いたします。

6 ページをご覧ください。

15 款、国庫支出金、10 項、国庫補助金、50、目、5 節、子ども・子育て支援事業費補助金 495 万円は、システム改修の財源として交付されるものです。

これで、議案第 38 号の説明を終わります

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第 39 号、令和 7 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 7 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 991 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、17 億 1,674 万円とするものです。

主な歳出をご説明いたします。

7 ページをお願い致します。

35 款、諸支出金、5 項、償還金及び還付加算金、10 目、償還金、22 節償還金利子及び割引料 991 万 5,000 円は令和 6 年度介護保険特別会計予算の事業実績により介護給付費及び地域支援事業費分を支払基金へ返還するものです。

6 ページへお戻りいただき、歳入は 45 款、5 項、5 目、5 節、繰越金 991 万 5,000 円は、説明しました歳出 35 款、諸支出金の返還金となります。

これで、議案第 39 号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第 40 号、令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 ページをご覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 236 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5 千 991 万 3,000 円とするものです。

歳出について説明いたします。

7 ページをご覧ください。

5 款、総務費、5 項、総務管理費、5 目、一般管理費、12 節、委託料 231 万円は、令和 8 年度から後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援分を追加して徴収されることから、広域連合と連携するための仕様変更が必要となるため後期高齢者医療システムの改修費として計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6 ページをご覧ください。

13 款、国庫支出金、10 項、国庫補助金、10 目、5 節、子ども・子育て支

援事業費補助金 231 万円は、システム改修の財源として交付されるものです。

これで、議案第 40 号の説明を終わります

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第 41 号から議案第 42 号を続けてご説明いたします。

令和 7 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 ページをご覧ください。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正につきましては、支出に 119 万 5,000 円を追加し、支出合計 5 億 2,955 万 7,000 円とするものです。

収益的支出の主なものについて、説明致します。

4 ページをご覧ください。

1 款、公共下水道事業費用、1 項、営業費用、4 目、総係費に 1 万 5,000 円を計上しています。これは、日本下水道協会への負担金が不足するため、今回増額するものです。

次に、2 項、営業外費用、1 目、支払利息及び企業債取扱諸費に 110 万円を計上しています。これは、令和 6 年度企業債借入に係る令和 7 年度分利息が確定したことによる追加となります。

また、3 目、雑支出 8 万円の計上は、宅内などで、水道管の破損が原因で漏水が発生した際、下水道使用料の過払い分の還付金が不足するため追加計上するものです。

これで、議案第 41 号の説明を終わります。

次に、議案第 42 号、事業契約の締結についてご説明いたします。

氷川町地域優良賃貸住宅整備事業について、下記のとおり事業契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的 氷川町地域優良賃貸住宅整備事業、2、事業場所、八代郡氷川町宮原字上宮後 498-4、515、516、505-1 及び里道・水路、3、契約の方法、随意契約、4、契約金額、19 億 1,720 万 5,806 円、5、契約の相手方、熊本県八代郡氷川町鹿島 1618 番地 2、PFI 氷川町住宅株式会社代表取締役橋本龍太。

提案理由といたしまして、氷川町地域優良賃貸住宅整備事業契約の締結については、氷川町議会の議決に付すべき民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により議決を経る必要があるためです。

これで、議案第 42 号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。ここで、暫時休憩します。

-----○-----

午前 10 時 56 分

午前 11 時 02 分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、質疑を行います。承認第 3 号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4 番（吉川義雄君） 7 ページになりますが、45 款、10 項、15 目に研究指定校の事業に関わる予算、もう少し研究内容をちょっと教えていただけますか。

これ、1年で、どこでも何か、いろんなのを行われますが、内容をもう少しちょっと説明をお願いします。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 議員ご質問の事業でございますが、この事業につきましては、熊本県の委託事業になります。

一応内容につきましては、事業名が子どもの新たな学びの実現に向けた探求型研修の開発・実施推進事業に、今回の宮原小学校が手を挙げられて採択を受けております。

この事業の趣旨につきましては、学校管理職の総合的なマネジメント力の強化を図り、校内実践における教員の主体的な学びの場と児童生徒の主体とした取組の充実を推進するため、熊本大学等の協力を得まして、校長と中堅教員を対象に参集研修と校内実践等に関する探究型の研修に取組、各学校が持続可能なマネジメントと自己成長を続ける体制を確立するための事業でございます。

指定期間につきましては、今年度令和7年度から令和9年度、3年間の事業になります。

委託料になりますが、県から20万円を限度として交付されます。以上になります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） いろんな研究事業というのが、研究校というのが、よく看板も出て、取組が行われるのを見ることあるわけですが、令和7年度から9年にかけて3か年計画で行っていくという事業で、この県から来るのは僅か20万で支出が多いなという感じがしたんですが、ほかに補助はないんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） この事業については、限度が20万でございますので、その中で旅費だったり、消耗品、需用費に充当しているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、承認第4号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この災害対策の財源のお話なんですが、この6億6,000万の中で、財調が5億3,000万ということなんですが、これ将来的には、この指定を受けているわけですので、国からの見通し、その辺のところを、よろしいでしょうか、ご説明お願いいたします。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 今回の専決予算につきましては、災害復旧事業ということで、国の補助を利用して実施するということで、国の補助につきましては、事業費の66パーセント、また今回激甚指定ということで、見通しがついておりますので、激甚指定されますと、更に嵩上げをされます。

残りの30パーセント弱につきましては、災害復旧事業債ということで、起債が100パーセント、交付税措置が、95パーセントということで、町の手出しにつきましては事業を利用すれば、1.7パーセント未満ということになっております。

また、単独事業で今回上げております事業につきましては、60万円未満ということで、災害復旧事業の対象とならないものにつきましては、未償債ということで、それにつきましても、起債を充当しまして、起債につきましても充当率が100パーセント、また、起債の交付税措置につきましては、95パーセントありませんが、地方財政措置がされるということで確認しております。

これをもちまして、町の財源は少ないものと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 理解いたしました。これ特交とかでの国からのお金とかがついているのは見込まれますか。

指定を受けたわけですから、その場合、過去の事例からしてどうなんでしょう。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、起債を借入れるということで、起債の分100パーセントの充当率並びに残った、それに関わる償還金の補助ということで、地方財政措置の交付税措置が95パーセント付くということになっております。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、承認第5号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第35号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第36号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第37号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第38号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第39号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第40号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第41号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第42号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

—————○—————

散会 午前11時12分